東浦町食物アレルギー対応委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の学校給食における食物アレルギー対応の方針を検討するとともに、児童生徒の学校生活における食物アレルギー対応に関する専門的な役割を果たすため、東浦町食物アレルギー対応委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 食物アレルギーを発症する児童生徒の対応状況の把握に関すること。
 - (2) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
 - (3) 学校給食における食物アレルギーへの対策を検討すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。
- (1) 学校の教職員
- (2) 医療関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定めることとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長 となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 会議に諮って定める。 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。